

タックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）とは、日本企業や居住者が、法人税率の極めて低い国や地域（タックスヘイブン）に子会社等を設立して利益を留保し、**日本での課税を免れようとする行為（過度な節税・税逃れ）を防ぐための仕組み**です。

1. なぜこの制度が必要なのか？（仕組みの基本）

通常、法人の利益に対する税金は、その法人が所在する国で支払います。

もしこの制度がない場合、日本企業が法人税率0%（または極めて低率）の国（バミューダやケイマン、ラブアンなど）に子会社を作り、そこにグループの利益を集めて配当を出さずに留保しておけば、**日本で高い法人税（約30%）を一切払わずに資金を増やせてしまいます。**

これに対応するため、日本の税務当局は「現地子会社に実体がない場合、その利益は日本の親会社の所得とみなす」として、**利益が発生した期に日本の法人税率で合算して課税**します。

2. 課税されるかどうかの判別基準

現地子会社（キャプティブ保険会社やペーパーカンパニーなど）が合算課税されるかどうかは、主に「租税負担割合（実効税率）」と「経済的実体（Substance）」で判定されます。

① 会社単位の合算判定（実効税率 20%未満）

現地子会社の税負担割合（実効税率）が**20%未満**である場合、原則として合算課税の対象候補となります。

② 経済的実体要件（適用除外要件）

実効税率が20%未満であっても、単なる節税目的ではなく、現地で適切に事業を行っていると思われる場合は合算課税が除外（免除）されます。具体的には以下の4つの要件をすべて満たす必要があります。

1. **事業要件:** キャプティブや金融業、ホールディングスなどではなく、卸売業・製造業・一般的な保険業など主たる事業を適切に行っていること。
2. **実体要件:** 現地に事務所や店舗などの固定施設（オフィス）を有していること。
3. **管理支配要件:** 現地で役員会を開催し、自ら事業の管理・運営・意思決定を行っていること。
4. **所在地国要件 / 関連者非関連者要件:** （業種に応じて）現地で取引を完結しているか、または非関連者（グループ外）との取引が一定割合以上あること。

3. キャプティブ保険会社との関係

これまで議論に上がった海外キャプティブ（自家保険子会社）は、まさにこのタックスヘイブン対策税制の直接的な対象となります。

- **マレーシア（ラブアン）等（税率3%）:**
実効税率が20%未満であり、かつ「親会社グループのリスクのみを引き受けるキャプティブ」は事業要件や非関連者取引要件を満たしにくいため、**原則として日本で合算課税**（キャプティブの利益が日本の親会社の所得に合算）されます。

- **ハワイ等:**
現地で独立した役員会を開催し、適切なリスク管理やオフィス・人員等の実体性（Substance）を整えることで、**合算課税を回避（除外）する設計**を目指すケースが多く見られます。

まとめ

- **目的:** 低税率国への利益移転による税逃れを防止すること。
- **効果:** 条件を満たさない現地子会社の利益は、日本へ配当・送金していなくても「発生した時点で日本の親会社の所得」として合算課税される。
- **例外:** 現地で事務所や役員会、実質的な事業活動がしっかり存在する（経済的実体がある）場合は除外される。